

平成30年1月4日

マイナンバーの届出へのご協力について

平成30年1月1日より、金融機関は、法律に基づき、預貯金口座にかかるお客様の情報とマイナンバーを紐付けて管理する義務が課せられることになりました。（いわゆる「預貯金口座付番」といいます。）

これに伴い、萩山口信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）では、預貯金口座付番に対応するため、「**預金口座を開設されるお客様**」や「**預金口座をお持ちのお客様**」に、マイナンバーの届出について、ご協力をお願いしています。

※ 法人のお客様につきましては、マイナンバーの代わりに、法人番号の届出をお願いしています。

なお、預金口座に付番したマイナンバーは、行政機関による社会保障分野や税分野などにおける行政手続を円滑に行うために利用されます。

当金庫では、預金口座に付番したお客様のマイナンバーを、以下のとおり、行政機関への報告や回答のために利用します。

【預金口座に付番したマイナンバーの利用範囲】

- 預金保険法に基づく預金者の名寄せ
- 社会保障のための資力調査への回答
- 税務調査への回答
- ※ 法律で決められた目的以外に、マイナンバーを利用することはありません。

預貯金口座付番の趣旨をご理解いただき、マイナンバーの届出につきまして、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

預貯金口座付番に関するご質問につきましては、最寄りの営業店または下記にお問い合わせください。

【 お問い合わせ窓口 】

萩山口信用金庫 総務課 ・ 事務管理課

受付時間： 9時～17時（土・日・祝日を除きます）

電話番号： 総務課 083-922-2700

事務管理課 083-902-2734



萩山口信用金庫

行政機関が金融機関に対して個人番号を提供して報告を求めることができる手続および根拠法令

区 分	根 拠 法 令
預金保険法の規定に基づく名寄せ	預金保険法第55条の2 預金保険法第37条
税務調査	国税通則法第74条の2 国税通則法第74条の3 国税徴収法第141条 国税犯則取締法第1条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第7条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第9条、第10条の2 地方税法第26条 地方税法第298条
社会保障における 資力調査	児童福祉法第57条の4 生活保護法第29条第1項 公営住宅法第34条 厚生年金保険法第100条の2第5項 国民健康保険法第113条の2第1項 国民年金法第108条第1項、第2項 児童扶養手当法第30条 老人福祉法第36条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第37条 児童手当法第28条 高齢者の医療の確保に関する法律第138条第1項、第3項 介護保険法第203条第1項 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第29条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第12条